# 土木工事設計変更ガイドライン

令和７年４月

芦屋町

# 土木工事設計変更ガイドラインの策定にあたって

　土木工事は、個別に調査・設計された多岐にわたる工事目的物を多種多様な自然条件、社会条件のもとで施工されるという特殊性を有している。

　このため、工事の進捗とともに、当初発注時に予見できない事態が起こりうることから、あらかじめ設計内容の前提条件を明示しておくことで、円滑な設計変更に備える必要がある。

　設計変更に係る業務の円滑化を図るには、発注者と受注者双方が、設計変更の対象事項や必要な手続きについて十分理解しておく必要がある。

　工事請負契約書（工事請負契約約款。以下同じ。）第 18 条（条件変更等）に、施工条件が変わった場合等の手続き、設計図書の変更等について定めているが、「施工条件の明示が不十分」及び「変更手続きの認識不足」等の理由により、設計変更が適切に行われていないとの意見もある。

　「土木工事設計変更ガイドライン」は、発注者と受注者双方が共通の目安とすることにより、設計変更が適切に実施されることを目的としたものである。

　また、今後においても関係者と調整し、必要事項については訂正・追加していくものである。

芦屋町

# 目　　次


１．策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ1

（１）土木工事の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ1
（２）適切な設計変更の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ1
（３）ガイドライン策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ2

２．設計変更フロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ3

３．設計図書の照査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ4

（１）設計図書の照査とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ4
（２）設計書の照査の範囲を超えるもの・・・・・・・・・・・ Ｐ5

４．設計変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ6

（１）照査内容の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ6
（２）設計変更に必要な資料作成・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ6
（３）設計変更が可能なケース・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ6
（４）設計変更が不可能なケース・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１３
（５）設計図書の訂正・変更・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１３
（６）設計変更の責任者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１５
（７）適切な変更指示（書面主義の徹底）・・・・・・・・・・ Ｐ１８

５．工期・請負代金額の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１９

（１）工期変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１９
（２）請負代金の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１９

６．関連事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２０

〇仮設の取り扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２０
〇条件明示について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２３

７．添付資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２４

（１）工事請負契約書（工事請負契約約款）・・・・・・・・・・Ｐ２５
（２）委託契約書（土木設計業務等委託契約約款）・・・・・・・Ｐ３１

８．設計図書の変更事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３２

事例１．工事請負契約書第１８条１項に該当する事例・・・・・Ｐ３３
事例２．設計の照査の範囲を超える作業が生じる事例・・・・・Ｐ３８
事例３．発注者が変更を必要と認める事例・・・・・・・・・・Ｐ３９
事例４．工事を一時中止する必要がある事例・・・・・・・・・Ｐ４０
事例５．設計図書の変更が不可能な事例・・・・・・・・・・・Ｐ４１

## １．策定の背景

（１）土木工事の特徴

土木工事は、個別に調査・設計された多岐にわたる工事目的物を多種多様な自然条件、社会条件のもとで施工されるという特殊性を有している。

このため、工事の進捗とともに、当初発注時に予見できない事態が起こりうることから、あらかじめ設計内容の前提条件を明示しておくことで、円滑な設計変更に備える必要がある。

（２）適切な設計変更の必要性

〇公共工事の品質確保の促進に関する法律第３条第９項（基本理念）

公共工事の品質は、これを確保する上で公共工事等の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事等における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法（大正十一年法律第七十号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料（第八条第二項及び第二十七条第一項において単に「保険料」という。）等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期（以下「工期等」という。）を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事等に従事する者の賃金、労働時間、休日その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない。

〇公共工事の品質確保の促進に関する法律第７条第１項第１２号（発注者責務）

設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。）に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件又は調査等の実施の条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと。この場合において、工期等が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずること。

設計変更において、より良い社会資本の整備の為に、発注者と受注者双方が役割分担を適切に行ったうえで、設計変更内容について両者が合意し契約の締結をすることが不可欠である。

（3）ガイドライン策定の目的

土木工事の施工に関しては、各種の条件変更等に伴い当初設計から変更を余儀なくされるものであることから、適切な契約変更手続きを行うとともに、発注者と受注者の役割（費用）分担を明確化し、適正な工事履行体制を確保する必要がある。

そのために、設計変更に係る業務の円滑化を図るには、発注者と受注者双方が、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要がある。

「土木工事設計変更ガイドライン」は、発注者と受注者双方が共通の目安とすることにより、設計変更が適切に実施されることを目的としたものである。

# 2．設計変更フロー

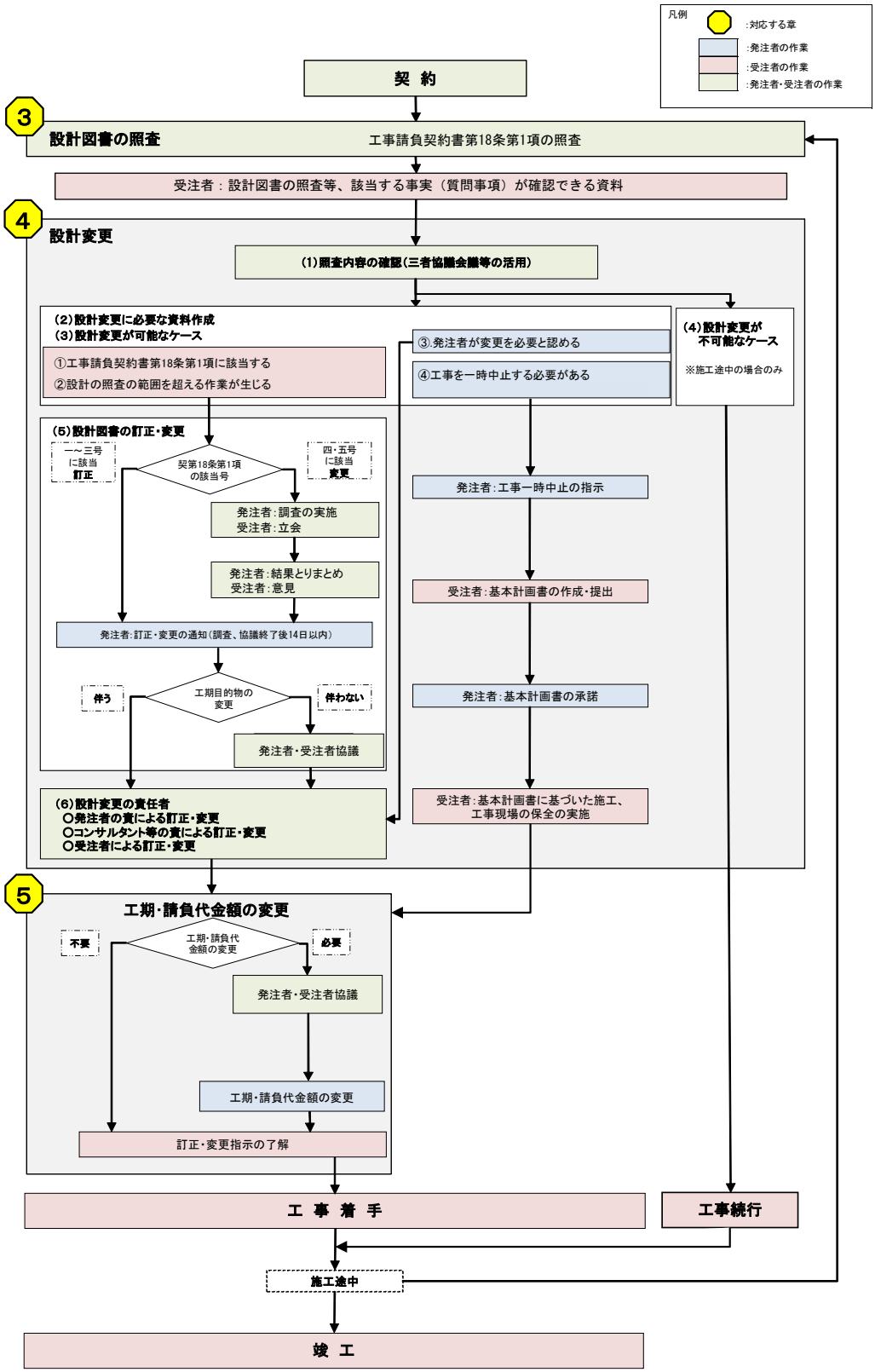
凡例
:対応する章
:発注者の作業
:受注者の作業
:発注者・受注者の作業
契 約
3
設計図書の照査
工事請負契約書第18条第1項の照査
受注者：設計図書の照査等、該当する事実（質問事項）が確認できる資料
4
設計変更
(1)照査内容の確認(三者協議会議等の活用)
(2)設計変更に必要な資料作成
(3)設計変更が可能なケース
①工事請負契約書第18条第1項に該当する
②設計の照査の範囲を超える作業が生じる
③発注者が変更を必要と認める
④工事を一時中止する必要がある
(4)設計変更が不可能なケース
※施工途中の場合のみ
(5)設計図書の訂正・変更
一～三号に該当 訂正
契第18条第1項の該当号
四・五号に該当 変更
発注者：調査の実施
受注者：立会
発注者：結果とりまとめ
受注者：意見
発注者：訂正・変更の通知（調査、協議終了後14日以内）
伴う
工期目的物の変更
伴わない
発注者・受注者協議
(6)設計変更の責任者
○発注者の責による訂正・変更
○コンサルタント等の責による訂正・変更
○受注者による訂正・変更
発注者：工事一時中止の指示
受注者：基本計画書の作成・提出
発注者：基本計画書の承諾
受注者：基本計画書に基づいた施工、工事現場の保全の実施
5
工期・請負代金額の変更
不要
工期・請負代金額の変更
必要
発注者・受注者協議
工期・請負代金額の変更
訂正・変更指示の了解
工 事 着 手
工事続行
施工途中
竣 工

## ３．設計図書の照査

（１）設計図書の照査とは

「設計図書の照査」とは、受注者は施工前及び施工途中において、自らの負担により工事請負契約書第１８条第１項第１号から第５号（条件変更等）に該当する設計図書に問題点が無いか確認することである。

〇工事請負契約書（工事請負契約約款）第１８条（条件変更等）

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

一　図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

二　設計図書に誤謬又は脱漏があること。

三　設計図書の表示が明確でないこと。

四　工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

五　設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

〇設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第１８条第１項第１号から第５号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第１９条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。

（２）設計書の照査の範囲を超えるもの

①現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。

②施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。

③現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。

④構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。

⑤構造物の載荷高さが変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。

⑥現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるが標準設計で修正可能なもの。

⑦構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。

⑧基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。

⑨土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。

⑩「設計要領」「各種示方書」等との対比設計。

⑪構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。

⑫設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。

⑬舗装修繕工事の縦横断設計。（当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断図が示されておらず、路面切削工、オーバーレイ工、アスファルト舗装補修工等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる。）

（注）なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

## ４．設計変更

（１）照査内容の確認

発注者、受注者（必要に応じて設計コンサルタント及び測量及び地質調査業者等も対象とする。）で協議を実施し、適切に照査結果を確認する。

※協議によって、設計図書の訂正、変更が生じるようであれば、その内容を確定し、その訂正や変更を行う責任範囲を明確にする。

（２）設計変更に必要な資料作成

工事請負契約書第１８条第１項に基づき、設計変更するために必要な資料の作成については、工事請負契約書第18条第4項に基づき発注者が行うことになるが、受注者に行わせる場合は、以下の手続きによるものとする。

① 設計図書の照査に基づき設計変更が必要な内容については、発注者と受注者で確認する。

② 設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的指示を行うものとする。

③ 発注者は、書面による指示に基づき、受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。

④ 書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。

（３）設計変更が可能なケース

①工事請負契約書第１８条第１項に該当する

・図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合（これらの優先順位が定められている場合を除く）（第 18 条第 1 項第１号）

例）設計書と図面で材料の規格が一致しない。

・設計図書に誤謬又は脱漏がある場合（第 18 条第 1 項第２号）

例）条件明示する必要があるにも係わらず土質に関する条件明示がない。
条件明示する必要があるにも係わらず地下水位に関する条件明示がない。
条件明示する必要があるにも係わらず交通誘導警備員に関する条件明示がない。

・設計図書の表示が明確でない場合（第 18 条第 1 項第３号）

例）土質柱状図は明示されているが地下水位が不明確。

使用する材料の規格（種類、強度等）が明確に示されていない。
水替工の記載はあるが、作業時もしくは常時排水等の運転条件等の明示がない。

・設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合。（第 18 条第 1 項第４号）

例）設計図書に明示された土質や地下水位が現地条件と一致しない。
設計図に明示された地盤高と工事現場の地盤高が一致しない。
設計図書に明示された交通誘導警備員の人数等が規制図と一致しない。

・設計図書で明示されていない施工条件について予測することができない特別な状態が生じた場合（第 18 条第 1 項第５号）

例）埋蔵文化財が発見され調査が必要となった。
工事範囲の一部に軟弱な地盤があり、地盤改良が必要となった。

# 工事請負契約書第18条第1項に該当する場合のフロー図

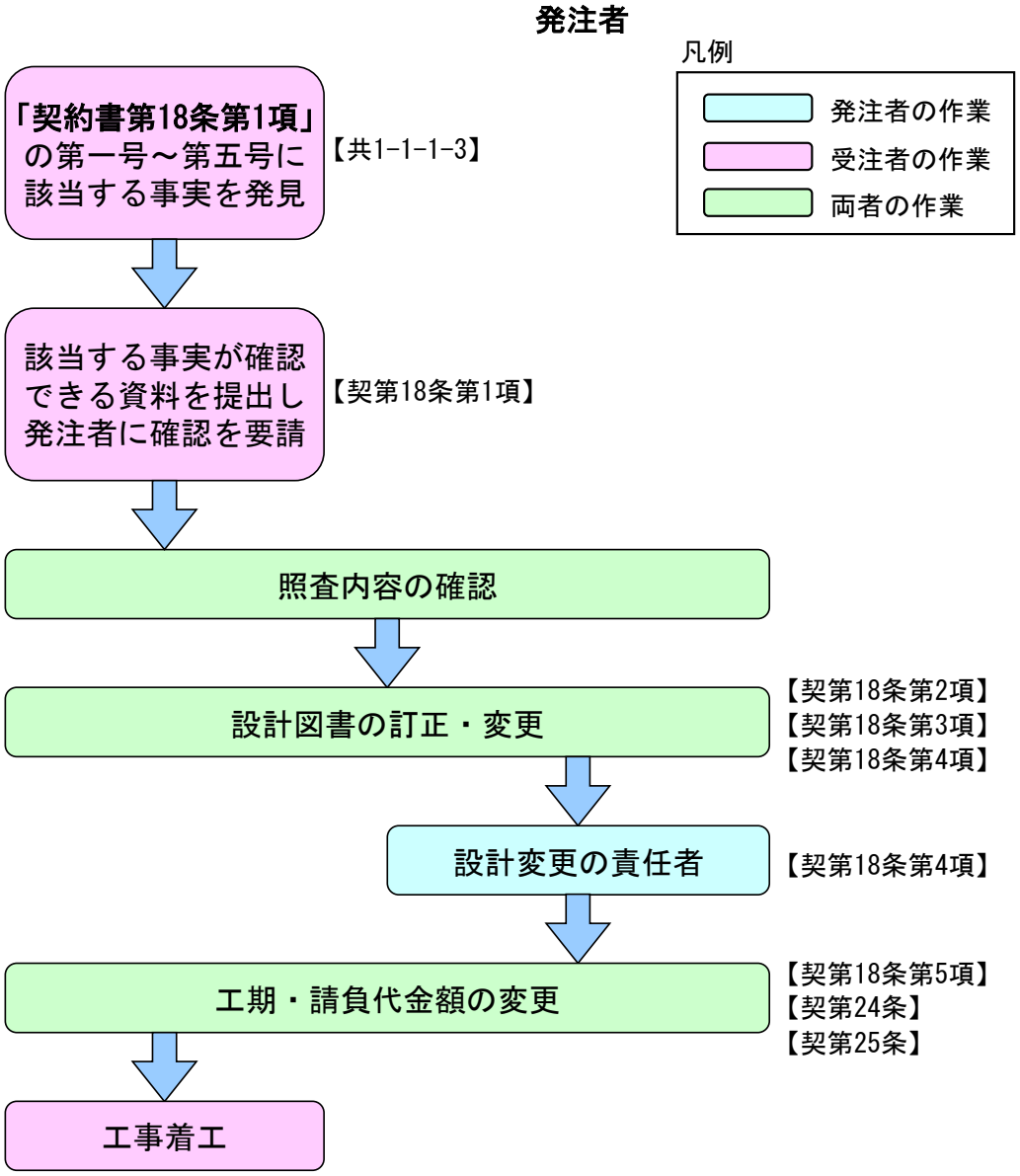

②設計図書の照査の範囲を超える作業が生じる

・受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。
（「設計図書の照査」は応力計算まで求めるものではありません）（P５参照）

## 設計の照査の範囲を超える作業が生じる場合のフロー図

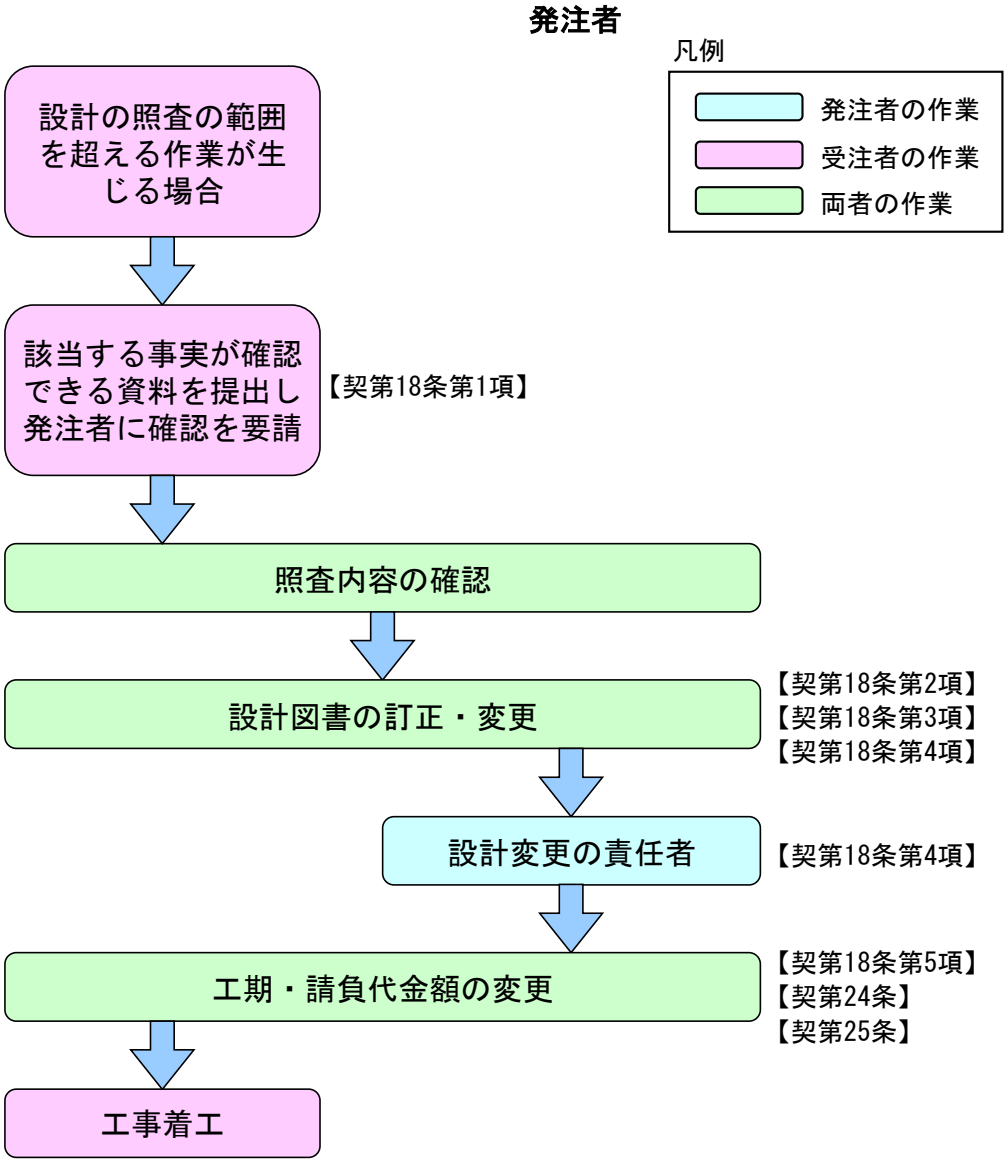

③発注者が変更を必要と認める

・発注者から設計図書の変更に係る指示があった場合。（工事請負契約書第１９条（設計図書の変更）に該当する）

例）地元調整の結果、施工範囲、施工時間、施工期間を変更する。

同時に施工する必要がある工種が判明し、その工種を追加する。

警察・河川・鉄道等の管理者、電力・ガス等の事業者、消防署等と協議により、施工内容の変更、工事の追加をする。

当初設計で指定していた建設副産物の処分先を変更する。

使用材料を変更する。

関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する。

隣接工事との調整で、交通誘導警備員の人数を変更する。

## 発注者が変更を必要と認める場合のフロー図

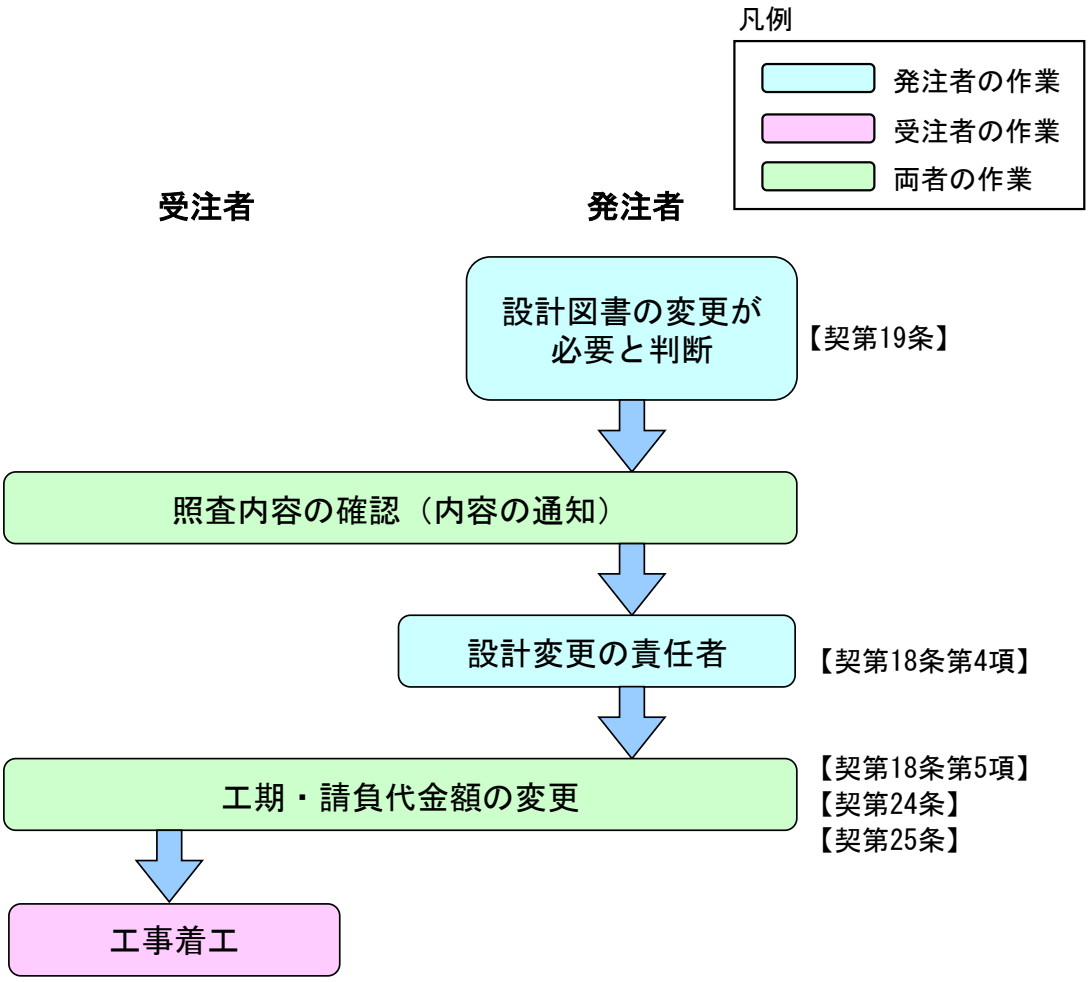

④工事を一時中止する必要がある

・受注者の責めに帰すことができない自然的又は人為的事象により、受注者が工事を施工できないと認められる場合、発注者は工事の全部を一時中止させなければならない。またその場合必要があると認められるときは、工期を変更し、受注者が一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。（工事請負契約書第２０条（工事の中止）に該当する）

例）設計図書に工事着工の時期が定められていた場合、その期日までに受注者の責によらず着工できない。

警察、河川、鉄道管理者等の管理者間協議が未了。

管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された。

受注者の責によらない何らかのトラブル（地元調整等）が生じた。

設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない。

予見できない事態が発生した（地中障害物の発見等）。

工事用地等の確保が行われていない。

# 工事を一時中止する必要がある場合のフロー図

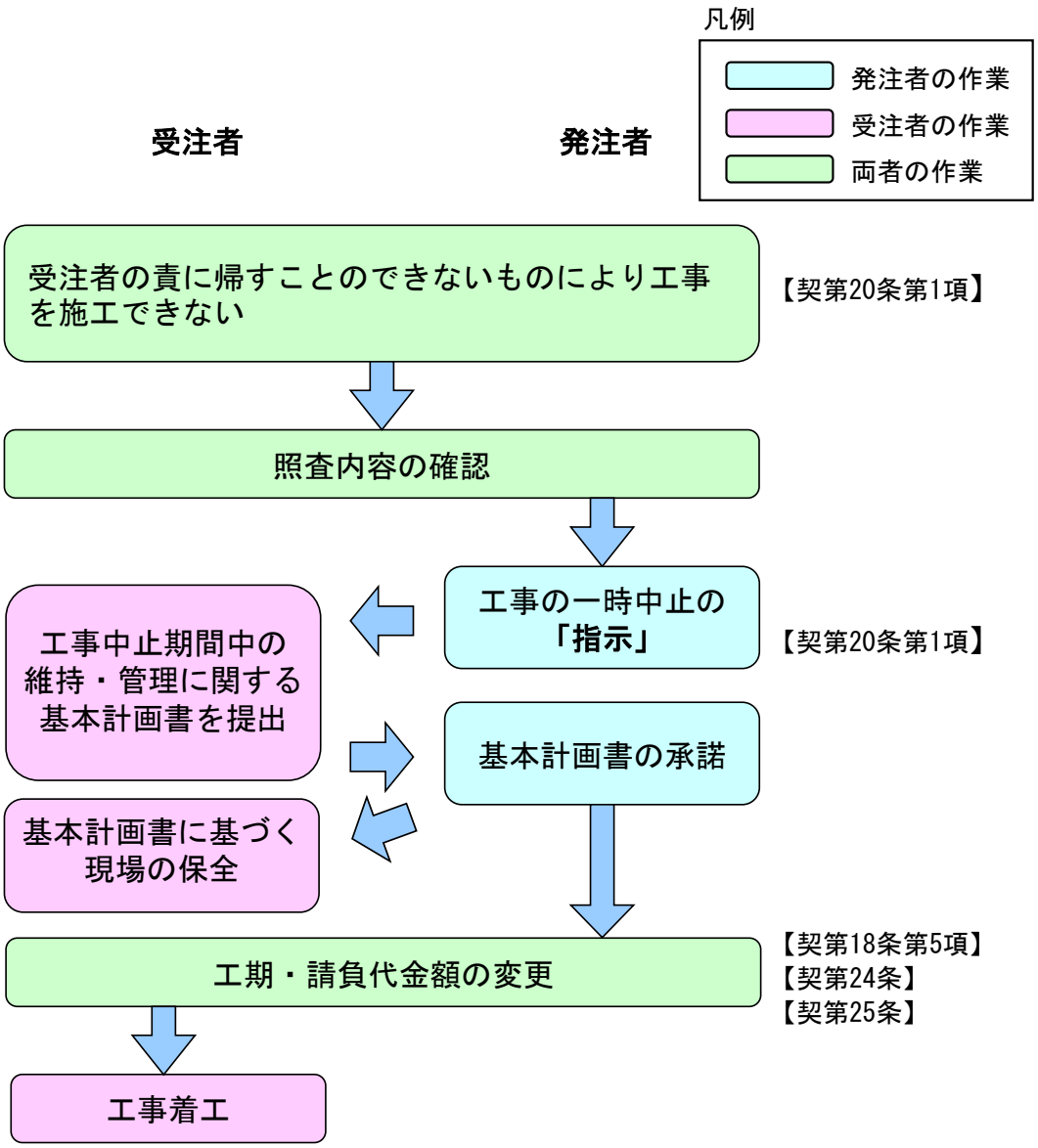

（４）設計変更が不可能なケース

①設計図書に条件明示のない事項において、発注者が「協議」または「指示」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合

②発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合

③「承諾」で施工した場合 （承諾とは受注者が自らの都合により、施工方法等について監督職員に同意を得ること）

④工事請負契約書に定められている所定の手続きを経ていない場合（工事請負契約書第 18 条～25条）

⑤正式な書面によらない事項(口頭のみの指示・協議等)の場合 （ただし、工事請負契約書第27 条（臨機の措置）の場合はこの限りではない）

⑥当初の設計図書に従って施工しても支障がない場合

⑦総合評価方式の入札において、受注者からの技術提案資料等に記載された内容に基づく場合

⑧任意仮設において、施工方法の変更の場合（ただし、現地条件に齟齬がある場合は除く）

（５）設計図書の訂正・変更

「工事請負契約書第 18 条第 1 項に該当する場合」及び「設計の照査の範囲を超える作業が生じる場合」は､「工事請負契約書第 18 条第４項」に基づいて、設計図書の訂正か変更かを確定します。

○工事請負契約書（工事請負契約約款）第１８条（条件変更等）

４．前項の調査の結果において第１項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

一　第１項第一号から第三号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの　発注者が行う。

二　第１項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの　発注者が行う。

三　第１項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの　発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

# 設計図書の訂正・変更フロー図

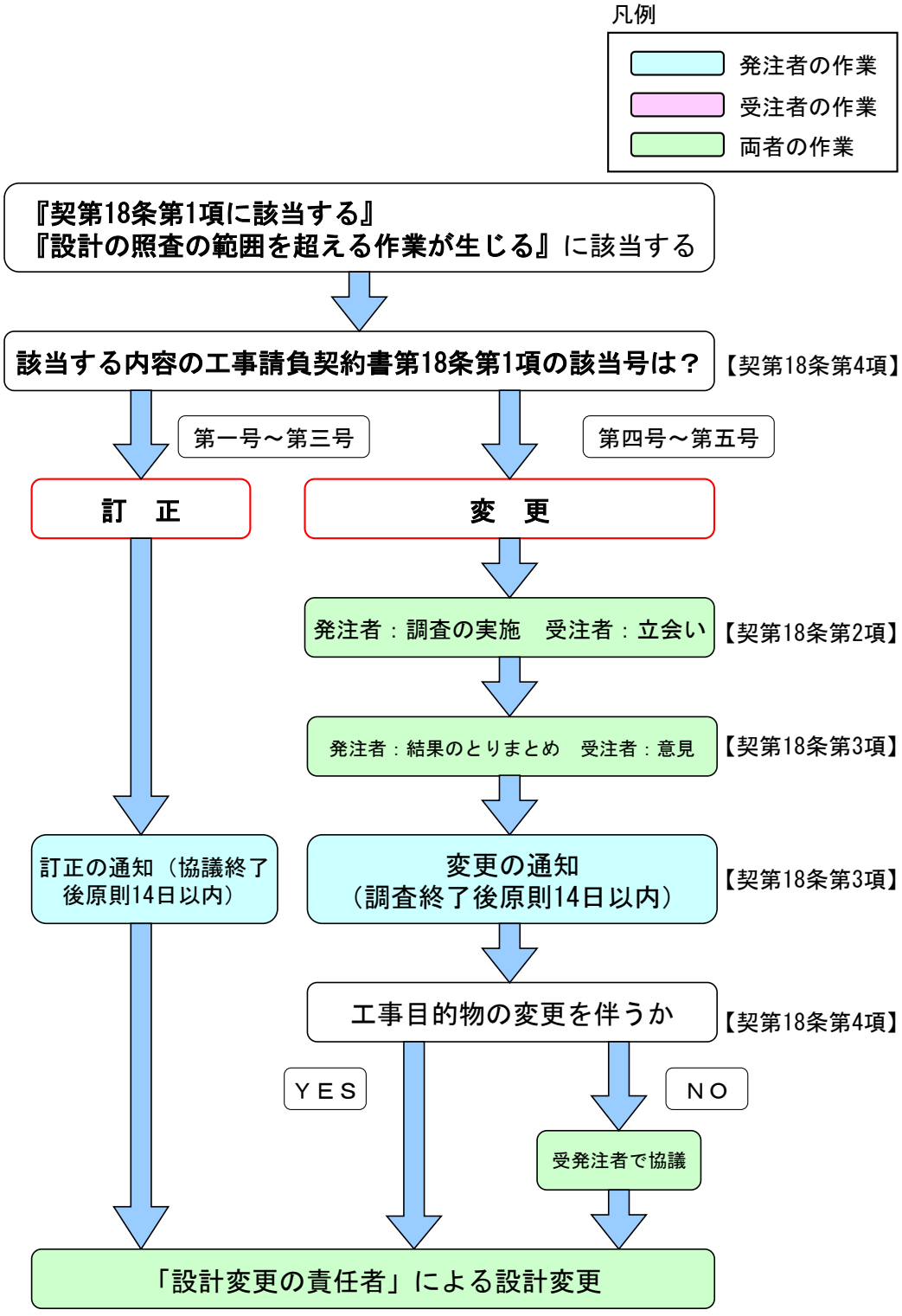

（６）設計変更の責任者

設計図書の訂正・変更は、「工事請負契約書第18条第4項」の規定により、発注者が行わなければならない。

しかし、これとは別に、設計成果の瑕疵担保による設計図書の訂正・変更や、やむを得ず受注者が設計図書等の作成を行う場合も含めて、責任者を明確にしておく必要がある。

〇発注者の責による訂正・変更

①条件変更に伴う場合

「工事請負契約書「第18条第1項（条件変更等）」に該当する変更の場合は、受注者から提出される確認資料を活用し、発注者が作成することが基本である。

①条件変更に伴う場合

| | 設計図書の変更責任者 | | 変更の為の資料 | |
|---|---|---|---|---|
| | 責任者 | 作業内容 | 作成者 | 作業内容 |
| 変更設計図面 | 発注者 | 【施工前、施工途中】<br>・受注者が作成する施工図をもとに作成する。 | 受注者 | 【施工前、施工途中】<br>・確認資料（※1） |
| 変更数量計算書 | 発注者 | 【施工前】<br>・変更設計図面をもとに作成する<br>【施工途中】<br>・受注者が作成する出来形数量をもとに作成する | 受注者 | 【施工途中】<br>・出来形数量計算書を作成 |
| 変更特記仕様書等 | 発注者 | 【施工前、施工途中】<br>・受注者から提出される確認資料を活用して作成 | 受注者 | 【施工前、施工途中】<br>・確認資料（※1） |

※1．確認資料：現地地形図，設計図との対比図，取り合い図，施工図（※2）

※2．施工図　：協議用図面程度であり、変更設計図面ではない

②新たな構造計算等が必要となった場合

新たな構造計算、線形等の設計が必要になった場合、発注者はコンサルタント等へ業務を発注して変更図面等を作成する。

簡易な設計業務は発注者自ら変更図面等を作成する。

また、受注者は、必要に応じて土質資料、試験結果等の資料を発注者に提出する。

②新たな構造計算が必要になった場合（施工前・施工途中共通）

| | 設計図書の変更責任者 | | 変更の為の資料 | |
|---|---|---|---|---|
| | 責任者 | 作業内容 | 作成者 | 作業内容 |
| 変更設計図面 | コンサルタント等 | ・高度な設計の場合、コンサルタント等へ発注者が発注して作成 | 受注者 | 必要に応じて土質資料、試験結果（技術管理費に含まれるもの）を提出 |
| | 発注者 | ・簡易な設計の場合、発注者が作成 | | |
| 変更数量計算書 | コンサルタント等 | ・高度な設計の場合、コンサルタント等へ発注者が発注して作成 | － | － |
| | 発注者 | ・簡易な設計の場合、発注者が作成 | | |
| 変更特記仕様書等 | 発注者 | ・受注者から提出される確認資料を活用して作成 | 受注者 | 確認資料（※1） |

※1. 確認資料：現地地形図，設計図との対比図，取り合い図，施工図（※2）

※2. 施工図　：協議用図面程度であり、変更設計図面ではない

○コンサルタント等の責による訂正・変更

発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、「委託契約書（土木設計業務等委託契約約款）第41条（契約不適合責任）」に示すとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

設計に契約不適合があると判断された場合（施工前・施工途中共通）

| | 設計図書の変更責任者 | | 変更の為の資料 | |
|---|---|---|---|---|
| | 責任者 | 作業内容 | 作成者 | 作業内容 |
| 変更設計図面 | コンサルタント等 | ・変更設計図面の作成 | 受注者 | 確認資料（※1） |
| 変更数量計算書 | コンサルタント等 | ・変更数量計算書の作成 | － | － |
| 変更特記仕様書等 | 発注者 | ・受注者から提出される確認資料を活用して作成 | 受注者 | 確認資料（※1） |

※1. 確認資料：現地地形図，設計図との対比図，取り合い図，施工図（※2）
※2. 施工図　：協議用図面程度であり、変更設計図面ではない

**「契約不適合」が想定される場合の変更設計図書の作成責任者確定フロー図**

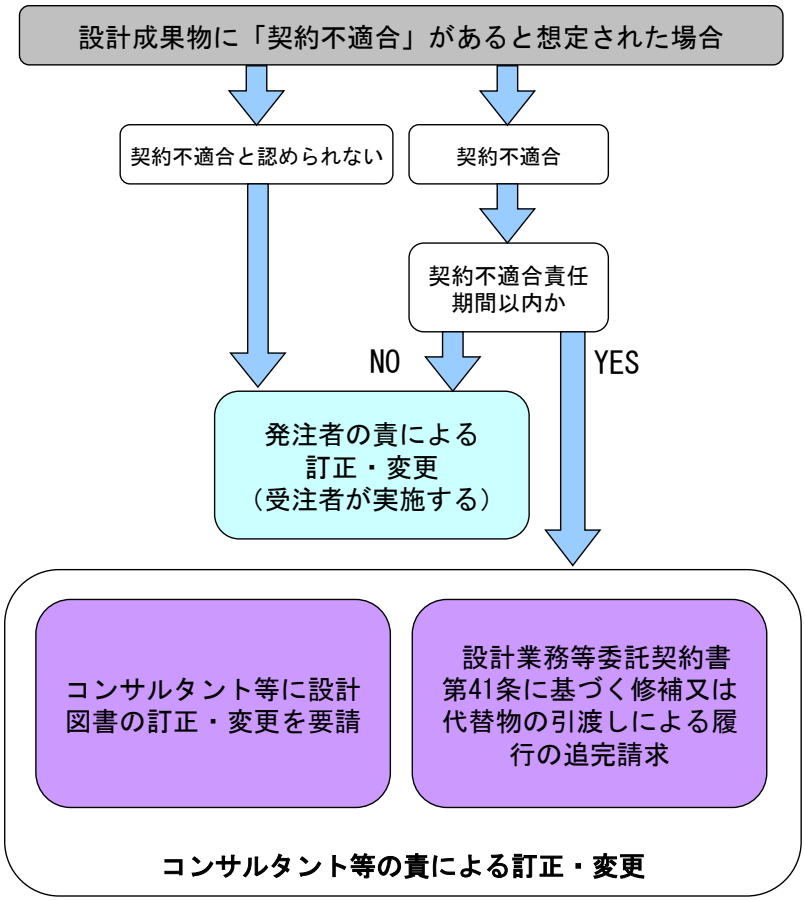

○受注者による訂正・変更

発注者の責による場合や、コンサルタント等の責による場合で契約不適合責任期間を過ぎているときは、発注者の負担により設計図書の訂正・変更を行わなければならない。

但し、工事工程上やむを得ない場合は、当該工事施工業者（受注者）が訂正・変更を実施することができるものとし、この場合の費用は当該工事の変更設計に計上する。

受注者が実施する場合（施工前・施工途中共通）

| | 設計図書の変更責任者 | | 変更の為の資料 | |
|---|---|---|---|---|
| | 責任者 | 作業内容 | 作成者 | 作業内容 |
| 変更設計図面 | 受注者 | ・変更設計図面の作成（発注者が受注者へ発注する） | 受注者 | 確認資料（※1） |
| 変更数量計算書 | 受注者 | ・変更数量計算書の作成（発注者が受注者へ発注する） | － | － |
| 変更特記仕様書等 | 発注者 | ・受注者から提出される確認資料を活用して作成 | 受注者 | 確認資料（※1） |

※1．確認資料：現地地形図，設計図との対比図，取り合い図，施工図（※2）

※2．施工図　：協議用図面程度であり、変更設計図面ではない

（7）適切な変更指示（書面主義の徹底）

工事請負契約書第１条第５項に規定されている通り、工事の施工に伴い生ずる変更や追加については、必ず書面で行わなければならない。

工事の施工においては、現地条件や協議条件等の変更及び設計基準の改定等に伴い、当初契約内容の変更や追加が生ずる。この場合、発注者が工事内容変更通知書または工事打合せ簿（以下「工事内容変更通知書等」という）により、工事の内容変更をすることができる。（工事請負契約書第３１条）。

しかし、工事内容変更通知書等が適切に発出されずに工事の施工が行われ、変更に係る発注者と受注者の認識のずれが、最終設計変更における費用計上の問題へと繋がっている。

このことから、工事変更内容について書面にて発注者と受注者双方で確認し、共通認識としなければならない。

## ５．工期・請負代金額の変更

設計図書の訂正または変更が行われた場合、『工事請負契約書第 ２４条、２５条』にもとづき、工期・請負代金額の変更、または損害を及ぼしたときの必要な費用の負担は、発注者と受注者とが協議して定める。

（１）工期変更について

工期変更の対象であると確認された場合、受注者は、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付した工期変更の協議書を発注者へ提出し、協議を行い工期の変更を定めなければならない。

（２）請負代金額の変更について

発注者は、請負代金額の変更に加えて必要な費用を負担しなければならない。必要な費用とは、設計図書の訂正・変更によって生じた、

①手戻り費用

②不要となった材料の売却損、労務費の帰郷費用

③不要となった建設機械器具の損料及び回送費

④不要となった仮設物に係る損失

等の発注者の過失による損害賠償や、予期できない施工条件の変更に伴い発生する受注者の費用の填補である。

発注者が負担する費用の額は発注者と受注者とが協議して定める。

また、変更見込金額が請負代金額の 30%を超える場合においても、分離発注が著しく困難で、一体施工の必要性があるものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこととする。

この場合において、特に、指示等で実施が決定し、施工が進められているにも関わらず、変更見込金額が請負代金額の 30%を超えたことのみをもって設計変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことはあってはならない。

## ６．関連事項

〇仮設の取り扱いについて

（１）仮設の概念

工事における仮設とは、工事目的物を完成させるために必要な施工手段であり、一時的に工事施工上設ける仮設備である。

仮設については、工事請負契約書第１条第３項で、以下のとおり規定している。

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

（２）仮設の分類

①指定仮設

設計図書(仕様書、図面並びに現場説明書等)に仮設の工法等を指定し契約した場合をいう。

②任意仮設

指定仮設以外の仮設をいう。

（３）指定仮設の考え方

仮設は、原則とし受注者の裁量に委ねられているため、発注者が指定仮設とする場合は、基本的には河川、道路等の現有機能を確保する必要があるための仮設と、関連する諸法規の規程により発注者が指定（決定）すべき必要がある仮設に限定するものとする。したがって、指定仮設とする場合は、原則として下記の事項に該当する場合のみとする。

①河川堤防と同等の機能を有する仮締切の場合

堤防開削に伴う仮締切

②仮設構造物を一般交通に供する場合

仮橋等（覆工板による仮設構造物を含む)、迂回道路

③特許工法または特殊工法を採用（指定）する場合

特殊な材料等を使用（指定）する場合も含む

④関係官公署等との協議により制約条件のある場合

道路法、河川法、道路交通法、軌道法(ＪＲ等との協議を含む)の協議で制約を受けたもの

⑤第三者に特に配慮する必要がある場合

家屋等に近接した仮設物、およびその他の工法で第三者に危害を及ぼす

可能性があるもの

⑥他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設の場合

仮設道路、仮桟橋、仮締切、仮設防護柵等で引き続き後続工事に使用予定が決まっているもの

⑦その他必要と認める場合

㈱仮設の工法等について指定する場合は、事前に現地の調査を十分に行い、設計委託の照査業務や経験豊富な技術者等の助言を活用する等して設計成果を十分に検討し、関係法令、関係技術基準・指針等に沿って施工の安全性に配慮した適切な設計を実施すること。

（４）設計図書における明示方法

①指定仮設の場合

仮設物についての材質、構造等を設計図書等により指定し、設計数量についても明記（一式計上としない）する。また、特記仕様書等により施工条件についても明示する。

②任意仮設の場合

仮設物についての構造図等の図面表示は原則として行わず、設計数量についても一式で計上する。ただし、特記仕様書等により施工条件については明示するものとする。

また、参考図書として構造図等は添付する（契約図書ではない）ことが出来る。

（５）指定仮設で契約した場合の取扱いについて

指定仮設で契約した場合は、通常の本工事と同様に着工から完成までの確認写真及び施工途中及び施工後の実測等について検査を行い本工事の事績に添付しておくこと。

（６）任意仮設で契約した場合の取扱いについて

任意仮設の場合は、受注者の責任において工法、施行方法等を定めて良い。

なお、次の場合は任意仮設であっても、設計変更の対象となるが、それ以外は設計変更の対象とならないので留意すること。

①施工途中において第三者との調整等によって、あるいは、当初の施工条件に対し条件変更が生じた場合

②設計変更の対象とする旨を特記仕様書等において明示した場合（手すり先行足場等）

③施工箇所の延長等の変更に伴い仮設等の数量が変更になる場合

（７）仮設の分類について

上記（６）において設計変更を行った場合でも、任意仮設はあくまで任意仮設として変更を行う。ただし、材質、構造等を設計図書等により指定する必要があり、設計数量についても明記する場合（上記（３）のような条件が付与される場合）は指定仮設として変更を行う。

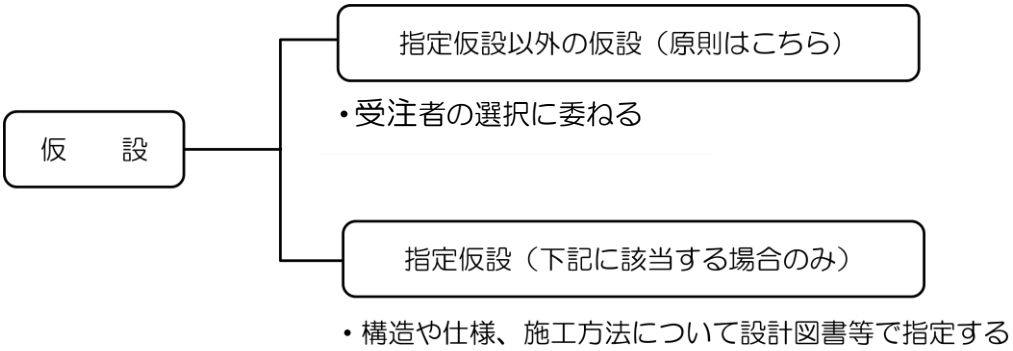


【指定仮設、任意仮設の考え方】

| | 指定仮設 | 任意仮設 |
|---|---|---|
| 設計図書 | 施工方法等について具体的指定する<br>（契約条件として指定する） | 施工方法等について具体的には指定しない<br>（契約条件としてではなく参考図として明示する） |
| 施工方法等の変更 | 発注者の指示または承諾が必要 | 受注者の任意 |
| 施工方法の変更がある場合の設計変更 | 行う | 行わない |
| 当初明示した条件の変更に対応した設計変更 | 行う | 行う |

〇条件明示について

　施工条件の明示が工事の円滑な執行に資することにかんがみて、必要に応じて適切に条件明示する。

【明示項目及び明示事項（案）】

| 明示項目 | 明示事項 |
|---|---|
| 工程関係 | 1　他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期<br>2　施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法<br>3　当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期<br>4　他官庁等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、当該条件<br>5　工事着手前に地下埋設物等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間、又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 |
| 用地関係 | 1　工事用地等に未処理部分がある場合は、処理の見込み時期<br>2　施工者に、消波ブロック、桁制作等の仮設ヤードとして官有地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間等 |
| 公害関係 | 1　工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵等）のため，施工方法、機械施設、作業時間等を制限がある場合は、その内容<br>2　工事の施工に伴い、第三者に被害を及ぼすことが懸念される場合は、家屋等の調査の方法、範囲等 |
| 安全対策関係 | 1　交通安全施設等を指定する場合は、その内容<br>2　鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容<br>3　落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容<br>4　発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容 |
| 工事用道路関係 | 1　一般道路を搬入路として使用する場合<br>(1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間等に制限がある場合は、その経路、期間等<br>(2) 搬入路の使用中及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容<br>2　仮道路を設置する場合<br>(1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容期間<br>(2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）<br>3　工事のため、一般道路を占用する場合は、その期間及び範囲 |
| 仮設備関係 | 1　仮土留、仮橋、足場等の仮設物を次年度に渡り使用する場合又は他の工事に転用若しくは兼用する場合は、その内容・期間<br>2　仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法<br>3　仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容 |
| 残土・産業廃棄物関係 | 1　残土処分地を指定する場合は、その場所、受入条件等<br>2　産業廃棄物が発生する場合は、その処理方法，処理場所等の処理条件 |
| 工事支障物件等 | 1　地上、地下等に占用物件等の工事支障物が存在する場合は、その移設、撤去、防護等の方法、時期及び期間<br>2　地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その内容 |
| 排水工(濁水処理含) | 1　濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容 |
| 薬液注入関係 | 1　薬液注入を行う場合は、その工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量及び注入量等 |
| その他 | 1　工事用資機材の保管及び仮置が必要である場合は、その保管及び仮置場所、期間等<br>2　工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での使用の有無、納入場所等<br>3　支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡時期等<br>4　工事電力等を指定する場合は、その内容 |

## ７．添付資料

（１）工事請負契約書（工事請負契約約款）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P２５
- 第 １ 条（総則）
- 第 18 条（条件変更等）
- 第 19 条（設計図書の変更）
- 第 20 条（工事の中止）
- 第２２条（受注者の請求による工期の延長）
- 第２３条（発注者の請求による工期の短縮等）
- 第２４条（工期の変更方法）
- 第２５条（請負代金額の変更方法等）
- 第２６条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）
- 第２７条（臨機の措置）
- 第３１条（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）
- 第４４条（前払金等の不払に対する工事中止）

（２）委託契約書（土木設計業務等委託契約約款）・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３１
- 第 41 条（契約不適合責任）

**（１）工事請負契約書（工事請負契約約款）**

**（総則）**

**第 １ 条**　発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

３　仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

４　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

５　この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

６　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

７　この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

８　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第５１号）に定めるものとする。

９　この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。

１０　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

１１　この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

１２　受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

**（条件変更等）**

**第１８条**　受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事

実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

一　図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

二　設計図書に誤謬又は脱漏があること。

三　設計図書の表示が明確でないこと。

四　工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

五　設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

２　監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

３　発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後１４日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

４　前項の調査の結果において第１項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

一　第１項第一号から第三号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの

　発注者が行う。

二　第１項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの

　発注者が行う。

三　第１項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの

　発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

５　前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

**（設計図書の変更）**

**第１９条**　発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

**（工事の中止）**

**第２０条**　工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

２　　発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

３　　発注者は、前２項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

**（受注者の請求による工期の延長）**

**第２２条**　受注者は、天候の不良、第２条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

２　　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

**（発注者の請求による工期の短縮等）**

**第２３条**　発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

２　　発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しな

ければならない。

（工期の変更方法）

第２４条　工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第２２条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第２５条　請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

３　この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第２６条　発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から１２月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

２　発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の１０００分の１５を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

３　変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が

定め、受注者に通知する。

４　第１項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

５　特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

６　予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

７　前２項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

８　第３項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第１項、第５項又は第６項の請求を行った日又は受けた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

**（臨機の措置）**

**第２７条**　受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

２　前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

３　監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

４　受注者が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

**（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）**

**第３１条**　発注者は、第８条、第１５条、第１７条から第２０条まで、第２２条、第２３条、第２６条から第２８条まで、前条又は第３４条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別

の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

**（前払金等の不払に対する工事中止）**

**第４４条**　受注者は、発注者が第３５条、第３８条又は第３９条において準用される第３３条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（２）委託契約書（土木設計業務等委託契約約款）

（契約不適合責任）

**第４１条**　発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

２　　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一　履行の追完が不能であるとき。

二　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三　成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四　前３号に掲げる場合のほか、発注者が本項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

## ８．設計図書の変更事例

**事例１．工事請負契約書第 18 条１項に該当する事例**
（第一号）図面の表示に不一致があった事例……Ｐ３３
（第二号）必要項目に漏れがあった事例……Ｐ３４
（第三号）材料仕様が不明確だった事例……Ｐ３５
（第四号）設計図書と現場状況に不一致があった事例……Ｐ３６
（第五号）予期できない条件が生じた事例……Ｐ３７
**事例２．設計の照査の範囲を超える作業が生じる事例**
現地条件が異なり再計算が生じた事例……Ｐ３８
**事例３．発注者が変更を必要と認める事例**
共同埋設工の追加工事の事例……Ｐ３９
**事例４．工事を一時中止する必要がある事例**
予見できない事態で工事を中止した事例……Ｐ４０
**事例５．設計図書の変更が不可能な事例**
任意仮設における設計変更の事例……Ｐ４１

## 事例１．工事請負契約書第 18 条 1 項に該当する事例

### （第一号）図面の表示に不一致があった事例

**■内容**

ある工事において、構造図と詳細図及び数量総括表を照査したところ、構造図には、防護柵 H=1.10ｍが明記されているが、その詳細図はなく、数量総括表にも計上されていなかった。

**■受注者の対応**

受注業者は、この内容が工事着工前の設計図書の照査の段階で判明したため、三者協議会等において照査の内容が確認できる資料として構造図、詳細図、数量総括表を示し、確認を要請した。また、以下の内容を質問した。

①. 本工事で防護柵を設置する必要があるか。
②. 必要なら詳細図が必要である。
③. 後施工なら柵設置用の箱抜きが必要ではないか。

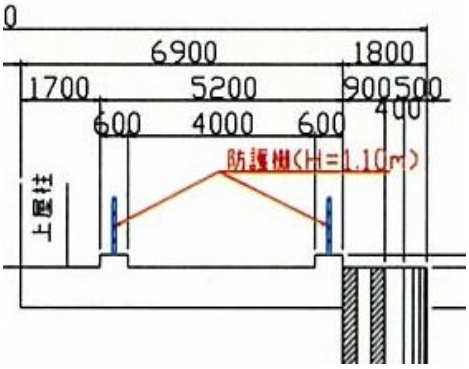


構造図に明示された防護柵

**■設計変更等の内容**

発注者は、本工事で防護柵を設置する考えであったが、詳細図がなく、工事設計数量も計上漏れをしていた。

発注者は、受注業者との協議に基づき、詳細図及び数量総括表などの設計変更を行った。

## （第二号）必要項目に漏れがあった事例

**■内容**

ある工事において、躯体工事が本格的に始まると生コン車の通行が頻繁となり、地元住民、一般車の交通の妨げとなると考えられるが、交通誘導警備員の計上がされていなかった。（地元より要請もあった）

**■受注者の対応**

受注業者は、発注者に確認を要請。発注者から意見を求められた受注業者は、交通量調査を行い、交通誘導警備員配置計画書を作成した。

| No | 打設予定日 | 打設箇所 | 配置交通誘導警備員 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 平成19年〇月中旬 | 水路部①ロット | 3人 | |
| 2 | 平成19年〇月下旬 | 水路部②ロット | 3人 | |
| 3 | 平成19年△月上旬 | 水路部③ロット | 3人 | |
| 4 | 平成19年△月中旬 | 本体部①ロット | 5人 | 打設量多いため |
| 5 | 平成19年△月下旬 | 本体部②ロット | 3人 | |
| 6 | 平成19年□月上旬 | 本体部③ロット | 3人 | |
| 7 | 平成19年□月中旬 | 本体部④ロット | 3人 | |
| 8 | 平成19年□月下旬 | 集水桝部①ロット | 3人 | |
| 9 | 平成19年×月上旬 | 集水桝部②ロット | 3人 | |
| 10 | 平成19年×月中旬 | 集水桝部③ロット | 3人 | |
| 合　計 | | | 32 | |

※ No.4は一日あたりの打設量が多いため、配置予定3人の中間に1人づつ追加配置する

交通誘導警備員配置図、配置計画

**■設計変更等の内容**

発注者は、受注業者の行った交通量調査により計画された交通誘導警備員配置計画について、協議に基づき特記仕様書、交通誘導警備員及び交通量調査の計上を行った。

## （第三号）材料仕様が不明確だった事例

**■内容**

ある工事において、特記仕様書に鉄筋Ｄ25 以外は SD295A となっているが、Ｄ29 の SD295A はメーカーが生産中止しており、入手が困難となっていることから材料の表示が明確でなかった。

**■受注者の対応**

受注業者は、確認できる資料として、鉄筋ﾒｰｶｰへの生産状況問い合わせ結果を示し、SD345 への変更を提案した。

特記仕様書　第７章　第40条

本工事に使用する鉄筋は、すべて異形鋼とし、摘要工種は下記のとおりとする。

| 鉄筋の種類 | 摘要工種 |
|---|---|
| SD345 | 上屋差筋（D25） |
| SD295A | 上記以外の鉄筋 |

特記仕様書

鉄筋ＳＤ２９５Ａの作成状況について

| 製造業者 / 鉄筋径 | ○○製鉄 | （株）△△△ | □□製鋼 | ××製鉄 |
|---|---|---|---|---|
| Ｄ１３ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| Ｄ１６ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| Ｄ１９ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| Ｄ２２ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| Ｄ２５ | × | × | × | × |
| Ｄ２９ | × | × | × | × |
| Ｄ３２ | × | × | × | × |

○：製造中　　×休止

**■設計変更等の内容**

発注者は、現在の土木構造物で使用される鉄筋が SD295A から SD345 に移行していること、SD295A が生産中止された事実を把握し、協議に基づき SD295A から SD345 とする特記仕様書及び図面、数量の変更を行った。

## （第四号）設計図書と現場状況に不一致があった事例

**■内容**

ある工事において、特記仕様書で既設道路を工事用道路として使用すると示されていたが、現場では幅員が狭く蛇行し、両端に構造物もありトレーラー（車幅 3.3m ）が通行できず、設計図書と現場が一致しない。

**■受注者の対応**

受注業者は、資料として既設道路の写真を示し、また工事用道路比較検討書として、特記仕様書に示された既設道路を改良した場合と、新たな工事用道路を新設した場合の資料を提出した。

現場写真

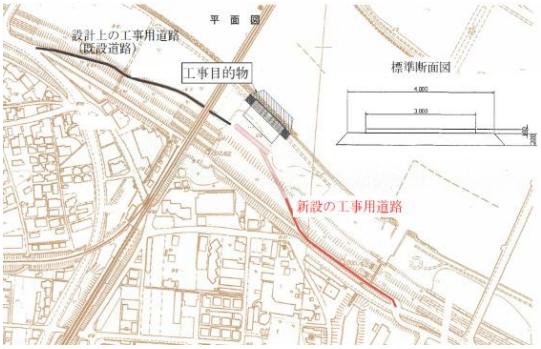


比較検討による新設工事用道路の計画

**■設計変更等の内容**

発注者は、受注業者立会のもと直ちに調査を行い、協議に基づき、道路両端に構造物がない既設道路に新たな工事用道路を施工する設計変更を行った。

## （第五号）予期できない条件が生じた事例

**■内容**

ある工事において、直接基礎で設計されていたボックスカルバートで、布設のため掘削していたところ、ボックスカルバート中央付近に設計図書で明記されていない軟弱地盤が発見された。

**■受注者の対応**

受注業者は、支持地盤が示されているボックスカルバート一般図と掘削の結果一致しないことを報告した。また、発注者の指示により、基礎工の検討のための地質調査を行った。

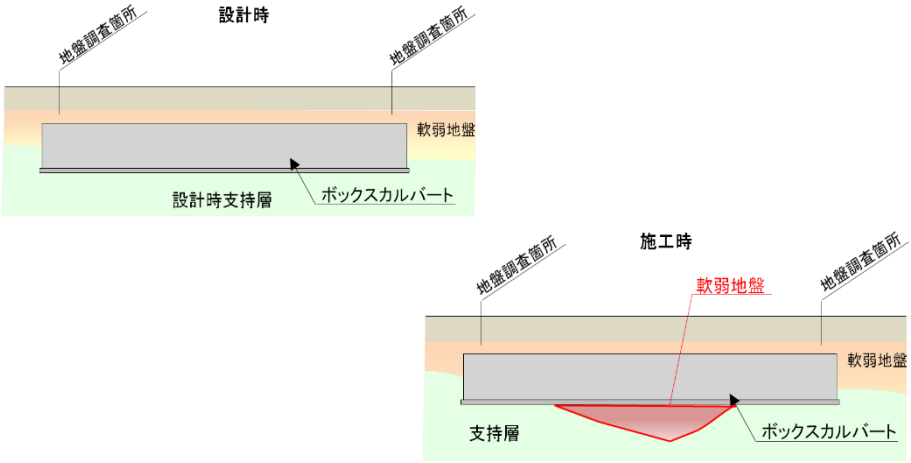


**■設計変更等の内容**

発注者は、受注業者立会のうえ調査を行ったところ、当初設計ではカルバート工指針で示すとおりボックスカルバートの両端で地質調査を行って基礎形式を決定していたが、中央部が軟弱地盤であることは予期できなかったため、設計コンサルタントへ基礎形式検討設計の契約行い変更設計図書を作成し、協議に基づき設計図書の変更を行った。

## 事例２．設計の照査の範囲を超える作業が生じる事例

### 現地条件が異なり再計算が生じた事例

**■内容**

ある仮設工事の土留め壁において、現地測量の結果、現地盤の標高が設計図書に示された標高と 1.2m異なっていた。設計図書と現地条件が異なり、設計条件が変わることで構造計算を再度行う必要が生じた。

**■受注者の対応**

受注業者は、この内容が着手前測量で判明したため、三者協議会等において、着手前測量成果簿と構造計算書及び設計図を示し、構造計算の再計算及び図面の再作成を求めた。

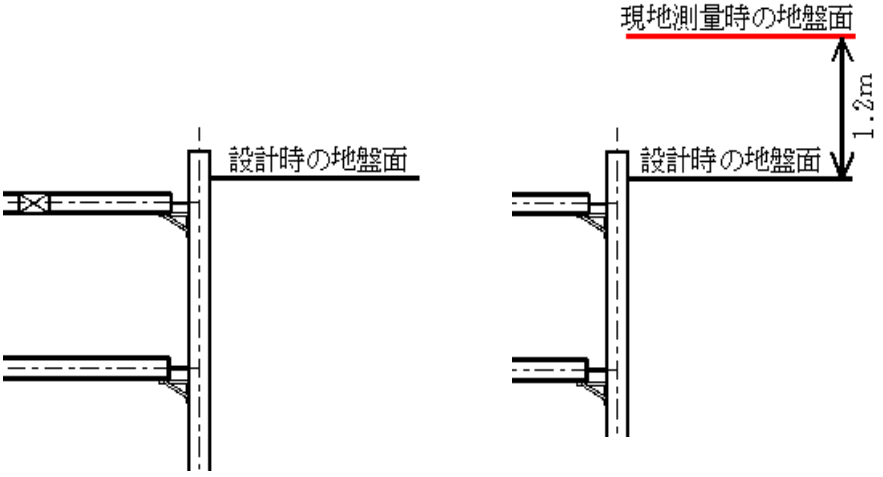


**■設計変更等の内容**

発注者は、直ちに受注業者、コンサルタント立会のうえ調査を行ったところ、設計後に標高が変わったことが判明した。発注者は、設計コンサルタントへ土留め壁の構造計算、図面作成の契約を行い変更設計図書を作成し、協議に基づき設計変更を行った。

## 事例３．発注者が変更を必要と認める事例

### 共同埋設工の追加工事の事例

**■内容**

ある新設道路工事において、地下埋設物占用者との協議により、当初想定していなかった地下埋設物の移設が必要となったため、発注者が移設のための掘削、埋戻（配管は別工事）を本工事に追加し、設計図書の変更が必要と認めた。

**■設計変更等の内容**

発注者は、受注業者との協議に基づき変更内容を通知し、設計変更を行った。

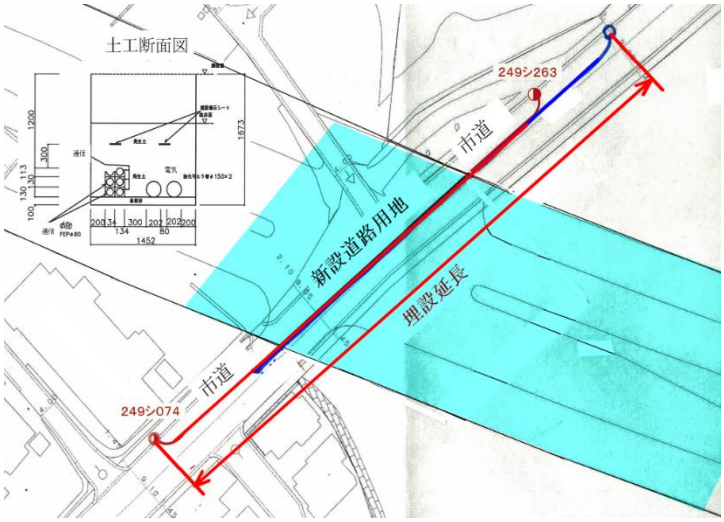

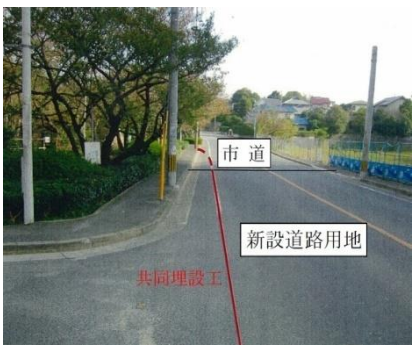

## 事例４．工事を一時中止する必要がある事例

### 予見できない事態で工事を中止した事例

**■内容**

ある橋梁工事において、支持層が設計で想定していたより浅かったため、橋台の基礎杭が施工途中で高止まりした。発注者は再度構造計算を行い、その構造の安全が確認できるまで工事を一時中止した。

**■発注者の対応**

発注者は、受注業者立会のうえ調査を行った結果、支持層の位置が設計での想定より浅く杭が高止まりしたため、現在の現場条件で杭の応力計算、安定計算を再度行い、その構造の安全を確認する必要があると判断した。発注者は、当初設計コンサルタントと契約を行い、その構造の安全が確認された変更設計図書が作成されるまで工事を一時中止することとした。

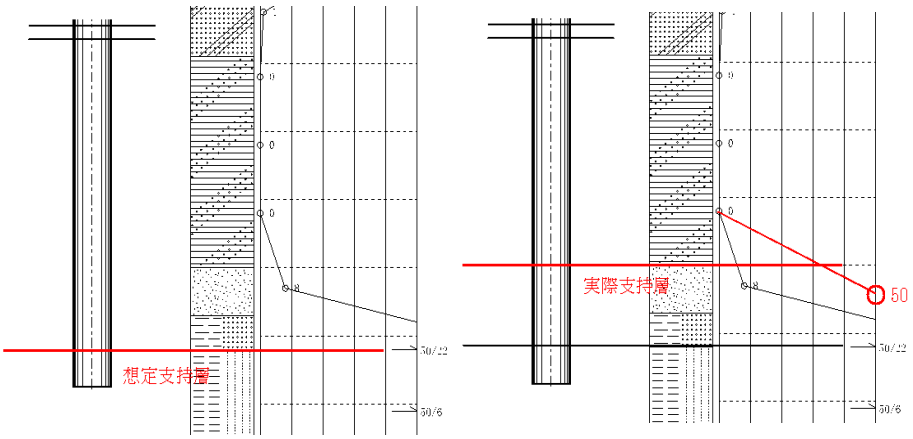


**■設計変更等の内容**

発注者は、協議に基づき橋台基礎の土質変更に伴う設計変更を行うとともに、工事の一時中止に伴う増加費用の計上を行った。

## 事例５．設計図書の変更が不可能な事例

### 任意仮設における設計変更の事例

**■内容**

ある護岸工事の仮締切盛土において、受注業者は上流側の仮締切盛土が水流により崩れる恐れがあったため、大型土のうにより仮締切盛土の補強が必要であるとして、発注者に対し設計図書の変更を求めた。

**■発注者の対応**

発注者は、土のう等の補強対策は、受注業者が設ける任意仮設であるとして、設計図書の変更は不可能であることを通知した。（施工条件の変更に当たらなければ、設計変更とはならない（P21、P22 参照））

仮設計画平面図

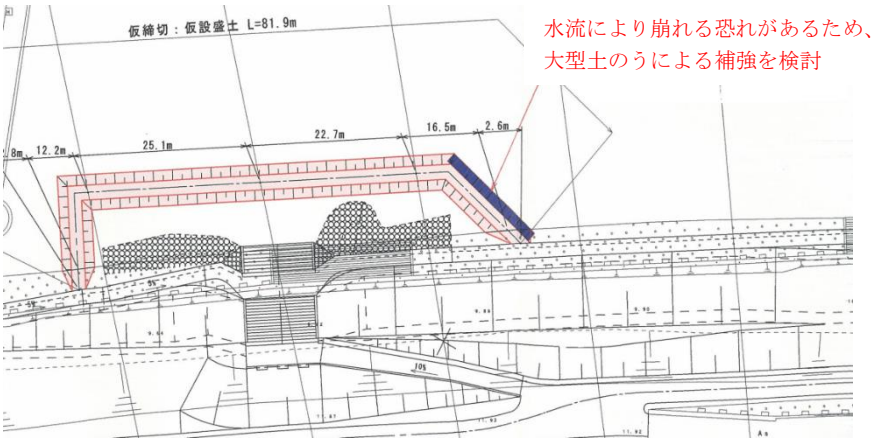

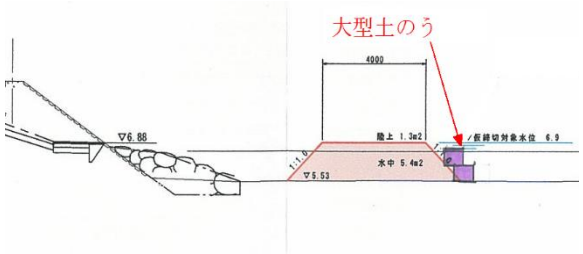
標準断面図